

医療法人 杏仁会 一般事業主行動計画書

職員がその能力を発揮し、仕事と子育て・介護の両立等の生活の調和を図り、働きやすい雇用環境整備を行うため、次世代育成支援対策推進法に基づき、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2025年3月17日から2027年3月31日までの2年間

2. 内容

【目標1】

子の看護休暇制度を拡充する（子の対象年齢の拡大、柔軟な取得の推進）

<対策>

- 2025年3月～子の看護休暇の拡充に向けて、就業規定の見直し。
- 2025年5月～就業規定の変更に向けて職員からの意見を聴取。変更届の提出および職員への案内。
- 2025年12月～制度利用等の説明を行う資料について検討
- 2026年4月～説明資料を用いて新入職職員に制度について案内する
- 2027年2月～子の看護休暇の取得状況を確認する

【目標2】

介護休暇制度の要件を緩和する

<対策>

- 2025年3月～介護休暇制度の要件緩和に向けて、就業規定の見直し。
- 2025年5月～就業規定の変更に向けて職員からの意見を聴取。変更届の提出および職員への案内。
- 2025年12月～制度利用等の説明を行う資料について検討。
- 2026年4月～説明資料を用いて新入職職員に制度について案内する
- 2027年2月～介護休暇の取得状況を確認する

【目標 3】

小学校就学前の子を持つ社員が、希望する場合に利用できる半日または始業・終業時間の切り上げ・切り下げ等の勤務制度を導入する。

<対策>

- 2025年3月～短時間勤務制度の対象年齢の見直しに向けて、就業規定の見直し。
- 2025年10月～就業規定の変更に向けて職員からの意見を聴取。変更届の提出および職員への案内。
- 2025年12月～制度利用等の説明を行う資料について検討。
- 2026年4月～説明資料を用いて新入職職員に制度について案内する
- 2027年2月～短時間勤務取得状況を確認する